

一般社団法人千葉看護学会 学術集会参加費助成事業に関する規程

(趣旨・目的)

第1条 一般社団法人千葉看護学会学術集会参加費助成事業(別称:「学生の学術集会参加を応援します」事業)は、若手研究者等の学術集会参加費の一部を助成することにより、若手研究者の研究活動の経済的支援をすることを目的とする。

(助成金額と人数)

第2条 上限は学術集会参加費とする。助成をする人数の制限はなく、学術集会参加費助成事業の年度予算を応募者数で割った額を助成額とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 学術集会参加時に一般社団法人千葉看護学会会員となって2年以内である。
- (2) 学術集会において、一般演題または交流集会の発表筆頭者である。
- (3) 学術集会参加時に博士の学位を取得していない、あるいは、博士の学位を取得して1年以内である。
- (4) 他の団体より、当該年度の一般社団法人千葉看護学会学術集会参加費助成を受けていない。

(選考方法)

第4条 本事業における、申請者の受付、審査、支給手続きについては、若手研究者育成委員会で行う。応募状況を集約し、助成金額を決定したら速やかに結果を申請者に通知する。

(助成金受給者の公開)

第5条 この助成を受けた者の氏名等を一般社団法人千葉看護学会ホームページ会員サイトに公開する。

附則

この規定は、2024年4月1日から施行する。